

水戸市中心市街地活性化基本計画の事業実施状況について

1 認定中心市街地活性化基本計画における事業

本市は、2016（平成 28）年 7 月から、認定基本計画に基づき、「多様な人々が集い、暮らし、働き、皆が魅力を味わえる、快適でにぎわいのある水戸のまちなか」という将来像を目指し、3つの基本方針「人々が訪れたい魅力づくり」「人々が暮らしたくなる快適空間づくり」「地域経済をけん引する活力づくり」のもと、位置付けた各事業を推進している。

本計画につきましては、中心市街地の活性化に関する法律及び中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に基づき、毎年度、事業の進捗状況や目標達成状況等を把握し、P D C A サイクルでの進行管理により推進することとしている。

計画の 4 年目となる 2019（令和元）年度においては、本計画に位置付けた 88 事業のうち、約 9 割に当たる 81 事業を推進しており、事業が進捗しているものの、完了事業は 3 事業にとどまるなど、中心市街地の活性化が発現するまでには至っておらず、目標指標の達成については、定期フォローアップ報告時に達成可能と見込んだものの、非常に厳しい状況である。したがって、今後も、本事業の進捗状況を踏まえ、事業内容の見直し等に取り組みながら、目標指標の達成に向け、中心市街地活性化に資する取組を力強く推進する必要がある。

2 事業評価の対象年度 2019（令和元）年度

3 事業の実施状況

計画書章番号	事業の進捗			
	事業数	完了	実施中	未着手・未実施
第4章 市街地の整備改善等	14	-	14	-
		-	100%	-
第5章 都市福利施設の整備等	8	-	8	-
		-	100%	-
第6章 まちなか居住の推進等	7	1	5	1
		14%	72%	14%
第7章 経済活力の向上等	46	2	41	3
		4%	89%	7%
第8章 公共交通機関の利便性の増進 及び特定事業の推進等	13	-	13	-
		-	100%	-
合 計	88	3	81	4
		3%	92%	5%

※事業数については、再掲している事業を含む。

4 目標指標の進捗

(1) 目標指標に係る分析について

① 歩行者通行量について

基本方針 1 人々が訪れたい魅力づくり

重点目標 1 生き生きと働けるしごとを創る

目標指標 1

(基準値)

(目標値)

歩行者通行量

109,794 人

→

128,300 人

目標指標	基準値	実績値						目標値 2021年 度	達成状 況
	2014年 度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度		
歩行者 通行量 (人)	109,794	101,048	100,297	109,866	106,543	105,010	76,979	128,300	0%未満 未達成

主な事業	事業効果及び進捗状況	事業の今後について
新市民会館整備事業	泉町1丁目北地区市街地再開発事業による整備を推進しており、2019(令和元)年度は、指定管理者の選定に向けた調整とともに、サイン設計業務委託を実施した。なお、事業スケジュールについては、工期の精査を行ったことによる工程の見直しや解体工事におけるアスベスト処理や地権者の生活再建に向けた移転に時間を要したため変更し、現在は、2022(令和4)年度の施設の完成、2023(令和5)年度の開館に向けて事業を推進している。	2023(令和5)年度の開館に向け、施設整備を推進する。2020(令和2)年度においては、開館後の管理運営について、指定管理者の選定に向けた手続きを進める。
水戸城建造物の整備 (大手門・二の丸角 櫓・土塀)	水戸城歴史的建造物である大手門については、2019(令和元)年度に完成し、二の丸角櫓、土塀については、2020(令和2)年度の完成を目指し、順調に進捗している。完成後は、観光客の増加や中心市街地内周辺地区への回遊を見込んでいる。	水戸城歴史的建造物である二の丸角櫓、土塀の整備をはじめとした歴史的な街なみ環境の形成を進めるなど、水戸の顔にふさわしい歴史まちづくりを推進する。

「歩行者通行量」については、2018(平成30)年9月に閉店した丸井水戸店前の減少が全体に影響し、過去最低であった2016(平成28)年度の数値を上回っているものの、2018(平成30)年以降、2年連続で減少傾向にある。

2019(令和元)年度の歩行者通行量に効果のある主な事業の進捗は、施設整備等のハード事

業については、新市民会館整備事業のスケジュールを見直し、当初予定より遅れが生じているものの、2019（令和元）年度に復元整備が完了した水戸城歴史的建造物である大手門に加え、2020（令和2）年度には、二の丸角櫓、土塀の完成が見込まれていることから、全体的に、事業の進捗は順調であったと言える。ソフト事業については、2019（令和元）年に、南町に全276室の宿泊施設が完成したことや、水戸駅北口に複合型オフィスが一部開設するなど、地域経済の活性化をリードする拠点が形成されたことから、商業施設等の立地促進事業や企業誘致推進事業の活用を促進するとともに、空き店舗を活用した新規出店数が例年より増加し、歩行者通行量に一部寄与したと考える。

しかし、現状の実績の推移では、計画期間内での目標達成は困難な状況である。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、繁華街等への客足が戻っていない状況である。

目標を達成するためには、ハード事業及びソフト事業の相乗効果を図りながら、これらの各種施策を推進する必要がある。緊急経済対策として消費拡大に資する取組を推進するとともに、感染症拡大防止策を講じながら、2019（令和元）年度に完成した水戸城歴史的建造物である大手門を拠点としたまちなかを回遊する取組をはじめ、商店街団体による活性化に資する取組や商業施設等の立地促進、イベント等の開催により、集客が期待できる取組の実施など、関係機関との連携を強化し、各種ソフト事業をより一層推進することで、新たな交流を創出し、全体の通行量の押し上げを図る必要がある。

② 居住人口について

基本方針2 人々が暮らしたくなる快適空間づくり

重点目標2 まちなか居住を促進する

目標指標2	（基準値）	（目標値）
居住人口	6,778人	→ 8,000人

目標指標	基準値	実績値					目標値	達成状況
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2021年度	
居住人口 (人)	6,778	6,613	6,578	6,604	6,831	6,836	8,000	4.7% 未達成

主な事業	事業効果及び進捗状況	事業の今後について
民間事業者共同住宅整備促進事業	2017（平成29）年度末から入居が始まり、中心市街地（都市中枢ゾーン）へ子育て世帯等が新たに居住した。今後も、中心市街地（都市中枢ゾーン）において複数のマンション等の着工が予定されており、居住人口の増加が見込まれるとともに、周辺歩行者通行量の増加も期待される。	2020（令和2）年7月、民間事業者において、大町1丁目に地上14階の分譲マンション（39戸）を建設予定であり、居住人口の増加が期待される。

主な事業	事業効果及び進捗状況	事業の今後について
子育て世帯まちなか住みかえ支援事業	2016（平成28）年度に創設した子育て世帯まちなか住みかえ支援補助金を活用し、2019（令和元）年度、交付実績は56世帯（賃貸9件、取得47件）に対する補助を行った。また、子育て世帯の居住の誘導を一層推進するため、情報発信に努めながら、さらなるまちなか居住の促進を図る。	情報発信の強化に努めながら、子育て世帯の住宅取得等を支援するなど、まちなか居住を促進し、まちなかのにぎわいの創出を図る。
住宅リフォーム助成事業	2017（平成29）年度に創設した住宅リフォーム支援補助金を活用し、2019（令和元）年度は、212件に対する補助を行った。今後も事業を継続していくことで、さらなるまちなか居住の促進を図る。	住宅リフォーム助成事業を推進し、既存住宅ストックを活用するなど、空き家等の発生抑制に取り組むとともに、まちなか居住への誘導と定住化への人口増加を図る。

「居住人口」については、2019（令和元）年度は6,836人となり、基準年値である2014（平成26）年度の6,778人を2年連続で上回り、着実に上昇傾向を示していることから、子育て世帯まちなか住みかえ支援事業や住宅リフォーム助成事業の実施により、移住促進や居住環境の向上を図ってきたことが一助となっていると考える。特に、子育て世帯まちなか住みかえ支援事業は、56世帯202人が利用し、一世帯当たりの平均人数（3.60人）が市内平均（2.20人）よりも多いことから、人口増加に寄与していると考えられる。

しかしながら、毎年の居住人口の増加人数は微増にとどまっており、計画期間内に目標値8,000人を達成することは非常に厳しい状況である。

目標を達成するためには、人々が暮らしたくなるまちとしての魅力を発信しながら、民間事業者による分譲型及び賃貸型の共同住宅整備促進事業を推進するとともに、子育て世帯まちなか住みかえ支援事業等の更なる活用促進により、居住人口の増加を実現する必要がある。

③ 空き店舗率について

基本方針3：地域経済を牽引する活力づくり

重点目標3：生活利便機能を再生する

目標指標3	(基準値)	(目標値)
空き店舗率	21.4%	→ 16.0%

目標指標	基準値	実績値					目標値	達成状況
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2021年度	
空き店舗率 (%)	21.4	22.0	23.3	22.2	20.3	18.7	16.0	50% 一部達成

主な事業	事業効果及び進捗状況	事業の今後について
空き店舗対策事業	<p>2019（令和元）年度は、事業を活用した飲食店等の出店が12件あり、中心市街地（都市中枢ゾーン）での店舗等の増加に伴い、新たな歩行者通行量の発生が見込まれる。</p> <p>○当該事業の推進に係る中心市街地の店舗数</p> <p>2018（平成30）年度 計 7件（366.8㎡）</p> <p>2019（令和元）年度 計 12件（544.85㎡）</p>	<p>2019（令和元）年度、補助要件の緩和や対象区域の見直しなど、支援内容の拡充を行ったことから、情報発信の手法を工夫し、さらなる活用促進を図る。</p>
企業誘致推進事業	<p>水戸駅南口において、2019（令和元）年度の歩行者通行量は増加し、改善が図られた一因として、2017（平成29）年3月に、本市独自の支援制度を活用して開業した水戸オーパの来客数の増加が考えられ、一定の効果が現れている。また、水戸駅北口には、複合型オフィスが11月に開設し、テナント出店に当たって、本事業の活用が見込まれることから、その事業効果が期待できる。</p>	<p>多様な都市機能が集積する中枢性の維持向上を図るため、本市独自の優遇制度を活用し、商業施設をはじめとした民間事業者の立地を促進し、就業機会の拡大に努める。</p>
中心市街地における商業施設等の立地促進事業	<p>2019（令和元）年度は、事業を活用したまちなかへの出店が1件あり、中心市街地（都市中枢ゾーン）での店舗、事務所の増加に伴い、新たな歩行者通行量の発生が見込まれる。</p>	<p>中心市街地における産業の振興、就業機会の創出に資する企業、事業者の立地を促進し、都市機能の強化を図る。</p>

「空き店舗率」については、2019（令和元）年度は18.7%と基準年値である2014（平成26）年度の21.4%を下回るとともに、前年比1.6ポイント減と、前年度に引き続き改善している。

空き店舗対策補助金制度は、2019（令和元）年度、補助要件の緩和や対象区域の見直しを行ったことから、補助制度を活用した新規開店が12件と制度開始以来、最多の件数となった。また、中心市街地における商業施設等の立地促進事業を活用した店舗、事務所の開設も図られるなど、着実に成果が上がっている。

しかし、現状の空き店舗率の改善速度では、計画期間内の目標値16.0%の達成は見込めない状況である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、廃業を余儀なくされる事業者が増加すると予想されることから、これまで改善傾向を示してきた空き店舗率は増加することが懸念される。

目標を達成するためには、空き店舗対策事業、中心市街地における商業施設等の立地促進事業の更なる活用促進を図りながら、新規開業等を促進するほか、民間まちづくり会社をはじめとする関係機関等と連携し、空き店舗のマッチング支援など、官民一体となった空き店舗の解消に向けた取組を進める必要がある。さらには、商業活性化等に係る各種事業やまちなか居住の促進等に取り組むこととあわせ、新市民会館等の交流拠点の整備を推進するなど、ハード事業、ソフト事業の両面から事業効果をさらに高める必要がある。

(2) 今後の取組について

計画に位置付けた事業の約9割は実施中であるものの、中心市街地の活性化に向けた各種事業の効果は、目に見える形で発現するには至っていないことから、これまでの取組に加え、次の視点に立った取組に力を入れていく。

- ① ハード事業については、施設整備完了後はソフト事業との連携により、回遊を促す取組をあわせて実施するなど、相乗効果を高めていく。
- ② ソフト事業については、既存の歴史的資源、文化的資源を生かした「まちの拠点」をつなぐ取組を実施するなど、多様な人々が交流できる環境づくりに努める。また、中心市街地の商業施設等との連携を強化し、まちの滞在時間の増加と回遊性の向上に資する事業展開を図る。
- ③ 民間事業者が主体の事業については、未着手や遅れが見受けられることから、その原因を分析し、効果の高い事業実施に向け、改善に取り組む。

※備考

本計画に位置付けた目標指標について、2019（令和元）年度の実績値に基づく達成状況により、3段階の達成度に区分し、各事業の取組内容等を踏まえ、評価を行う。

$$\text{「達成状況」(％)} = \frac{\text{(2019(令和元)年度実績値 - 基準値)}}{\text{(目標値 - 基準値)}} \times 100$$

3段階評価

達成状況に応じて、以下のとおり評価区分を設定する。

達成度	達成状況
達成	100%以上
一部達成	50%～100%未満
未達成	0%～50%未満

【実施状況の内訳】

種別	事業数	事業名		
		完了	実施中	未着手, 未実施
第4章 市街地の整備改善等	14	-	泉町1丁目北地区市街地再開発事業 泉町1丁目北地区周辺のまちづくりの推進 水戸駅北口地区のまちづくりの推進(旧リヴィン跡地) 水戸駅北口駅前広場改修事業 南町地区道路空間整備事業 新バリアフリー基本構想の策定及び基本構想に基づく事業の実施 道路の浸水被害対策 水戸駅北口地区のまちづくりの推進(旧リヴィン跡地)【再掲】 弘道館・水戸城跡周辺地区における道路空間整備事業 弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史的景観づくりの推進 新バリアフリー基本構想の策定及び基本構想に基づく事業の実施【再掲】 南町地区道路空間整備事業【再掲】 旧ユニー水戸店跡地の活用促進 市民主体の景観形成の推進	-
第5章 都市福利施設の整備等	8	-	新市民会館整備事業 水戸城建造物の整備(大手門・二の丸角櫓・土塀) わんぱく・みとを核とした多様な子育て支援・多世代交流の推進 高齢者支援センターによる高齢者支援及び居住サービスの充実 まちなかの保育ニーズに対応した保育サービスの充実 公的病院等救急医療等運営補助事業 水戸協同病院新病院整備事業 公共施設景観形成の推進	-
第6章 まちなか居住の推進等	7	民間事業者共同住宅整備促進事業	まちなか共同住宅整備促進事業 まちなか共同住宅整備促進事業【再掲】 子育て世帯まちなか住みかえ支援事業 住宅リフォーム助成事業 リノベーションによる居住環境整備事業	民間住宅活用型市営住宅事業
第7章 経済活力の向上等	46	まちなかりノベーション事業 商店街活力向上事業	水戸駅北口地区のまちづくりの推進(旧リヴィン跡地)【再掲】 企業誘致推進事業 中心市街地における商業施設等の立地促進事業 空き店舗対策事業 コワーキングスペース運営事業 創業支援事業の推進 商店街活カアップ事業 水戸芸術館パートナーシップ制度の導入、推進 メインストリート街路の緑化推進 コンベンション誘致活動の推進 世界遺産登録推進事業 水戸の歴史・文化に親しむ機会の醸成 水戸黄門まつり 水戸の梅まつり 水戸まちなかフェスティバル 水戸黄門漫遊マラソン オセロの聖地・みと・発信プロジェクト 水戸市芸術祭の開催 博物館等の文化施設と地域の連携事業 「芸術のまち」をテーマとした誘客促進施策の実施 みと・HIKARI・プロジェクト にぎわい創出促進事業 南町自由広場の管理運営(旧ユニー水戸店跡地) 周遊バス運行等による観光資源間の移動利便性向上事業 散策ルートを活用した観光資源と周辺市街地の回遊性向上事業 中心市街地活性化支援事業 水戸駅北口地区のまちづくりの推進(旧リヴィン跡地)【再掲】 みと・HIKARI・プロジェクト【再掲】 旧ユニー水戸店跡地の活用促進【再掲】 創業支援事業計画に基づく事業 ワンコイン商店街の開催 水戸まちなかゼミ&まちカルの開催 学生サポーター事業 文化コンテンツ強化プロジェクト 市民主体による活性化事業への支援 各種PR活動の展開 クリエイティブ起業家支援事業 まちなか職業体験事業 まちなか拠点づくり 水府提灯ロマンティクス事業 まちなかの食文化発信事業	ポケットパーク等市民が憩える空間づくり クリエイティブリーダー育成事業 創造的活動支援事業
第8章 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進等	13	-	公共交通の利便性向上(バスサービスの充実) 公共交通の利用促進 バス路線の再編 都市核と拠点間を結ぶ交通ネットワークの強化 バス専用レーンの規制徹底・拡充 超低床ノンステップバス導入事業 路線バス運行情報を提供するシステムの構築 公共交通の利便性向上(バスサービスの充実)【再掲】 公共交通の利用促進【再掲】 自転車利用環境整備計画の策定及び整備計画に基づく事業の実施 レンタサイクル事業の推進 自転車駐車場拡充 国道50号の有効活用	-
合計	88			

水戸市中心市街地活性化基本計画（第2次）策定基本方針

1 計画策定の趣旨

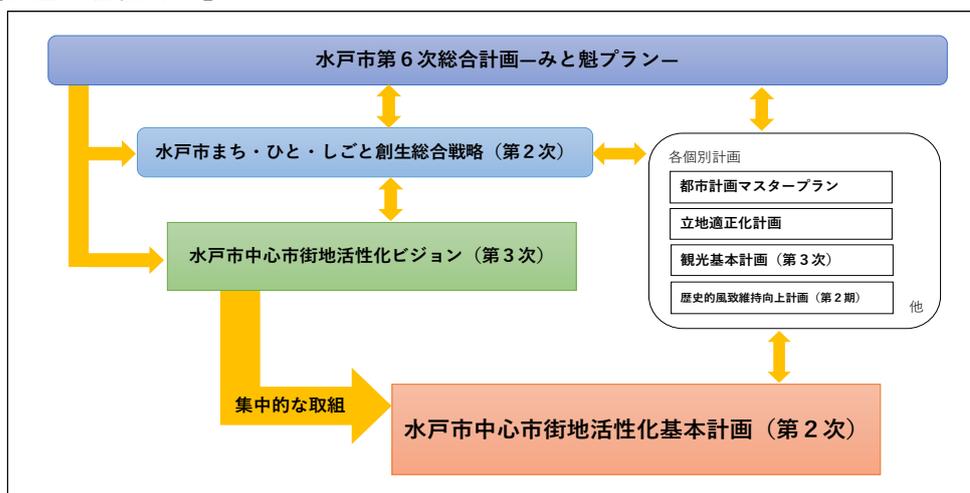
中心市街地は、商業をはじめ、業務、行政、教育、医療、居住機能など、様々な都市機能が集積する「まちの顔」として、地域経済の発展に重要な役割を果たしてきましたが、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、インターネットによる通信販売の普及に伴う小売業等商業機能の低下などを背景として、歩行者通行量の減少をはじめ、低・未利用地の増加や空き店舗等の発生に伴う都市構造の低密度化など、厳しい状況が続いています。

国は、中心市街地活性化法（平成10年制定）に基づく中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月閣議決定）において、活性化を効果的かつ効率的に推進するため、中心市街地の歴史的資源、文化的資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の特性を生かした地方自治体の認定基本計画に位置付けた取組に対して、重点的に支援することとしています。さらに、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月閣議決定）」に基づき、新たに「中心市街地活性化促進プログラム」を取りまとめ、人の交流の活性化、新技術の活用、空き店舗等まちのストックや地域資源を生かす地方自治体の取組に対して、積極的に支援を行っていくことで、中心市街地の活性化を促進することとしています。

本市においては、2016（平成28）年6月に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、「多様な人々が集い、暮らし、働き、皆が魅力を味わえる、快適でにぎわいのある水戸のまちなか」を目指し、新市民会館の整備や弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史まちづくりなど、交流拠点づくりを進めるとともに、空き店舗対策をはじめ、商業の活性化やまちなか居住の促進を図るための取組を推進しているところです。

将来的な人口減少が避けられない中、自主・自立したまちづくりを進めていくに当たって、中心市街地は、本市におけるコンパクトなまちづくりの核となり、地域経済の発展と本市の魅力を発信してく上で、欠かすことのできない重要な地区であることから、水戸市第6次総合計画—みと魁プラン—や水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）等と整合を図るとともに、ポストコロナ時代にも対応した第2次計画を策定し、地域経済の成長をけん引する活力と魅力にあふれ、様々な交流でにぎわうまちの活性化に向けた施策を横断的かつ総合的に推進します。

【計画の位置付け】



2 計画策定の基本的姿勢

水戸の発展，魅力の発信をリードする中心市街地を強化していくため，以下の3つの基本方針に基づき，歴史的資源，文化的資源を生かし，様々な都市中枢機能の連携と一層の集積を図るとともに，商店街の取組や市民主体のまちの活性化に向けた活動の支援をはじめ，まちなか居住や歩いて楽しめるまちなか交通体系の整備，再開発等による交流拠点づくりを推進します。

また，水戸駅周辺地区，南町周辺地区，泉町周辺地区，大工町周辺地区において，各地区の特色を生かし，魅力向上を図りながら，にぎわいあふれる中心市街地の再生を目指します。

なお，計画策定に当たっては，第1次計画と同様に，各種支援制度等が活用できる国の認定を目指すこととします。

(1) 人々が訪れたい魅力づくり

再開発等による新たな交流拠点の形成を図るとともに，本市ならではの歴史，芸術，文化を生かしたまちの魅力を高めるイベントの開催など，新市民会館をはじめとする交流拠点を核としたにぎわい創出事業を推進します。また，ポストコロナ時代における人の意識や価値観の変化に対応しながら，ICTを活用した来訪者の利便性向上に資する施策を推進し，まちなかへのアクセス性や拠点間の回遊性の向上による人の交流の活性化を図ります。

(2) 人々が暮らしたくなる快適空間づくり

持続可能でコンパクトなまちを構築し，都市の活力を高めるため，企業の本社機能移転や地方移住のニーズを踏まえながら，移住・定住に係る施策を展開するなど，まちなか居住を推進するとともに，子育て施設や福祉・医療施設等の集積による生活利便性の向上を図り，若い世代や子育て世帯，高齢者等の多世代が安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します。また，まちなかにおいて全ての人が安心して移動できるよう，関係機関と連携し，公共交通の利便性向上を図りながら，歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 地域経済をけん引する活力づくり

まちのストックの有効活用に向け，空き店舗対策を強化するとともに，事務所等の開設を支援し，商業・業務機能の一層の集積を図ります。また，ICTの活用を促進するなど，商業を取り巻く技術革新に対応しながら，消費者視点に立った買い物しやすい環境づくりに取り組みます。さらに，中心市街地の商業を担う経営者等を育成するため，関係機関との連携のもと，起業支援の充実を図るほか，働き方改革の進展やポストコロナ時代におけるライフスタイルの変化等の機会を捉えながら，多様な働き方ができる環境づくりに取り組みます。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の現況、これまでの取組状況、アンケート結果、重点化を図る項目等を踏まえ、目指す姿及び施策の基本的方向、目標指標（数値指標）、具体的な施策等を定めます。

国の認定を目指すことから、国の「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に基づく構成とします。

なお、目標指標等については、中心市街地活性化協議会の意見等を踏まえながら、設定することとします。

① 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

第1次計画の評価や活性化に向けた課題等を整理するとともに、目指す将来像については、原則、第1次計画の基本理念を継承し、設定するものとします。

② 中心市街地の位置及び区域

第1次計画で設定した「都市中枢ゾーン（約 157ha）」を基本とし、現状等を踏まえ、関係機関と協議した上で設定します。

③ 中心市街地の活性化の目標

設定された目標の達成状況を適格に把握できるよう、定量的な指標に基づく数値目標を設定します。

【例】居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗率 等
《参考：総合計画における目標指標歩行者通行量、訪問頻度、空き店舗率》

④ 市街地再開発事業、道路、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【想定される事業】 泉町1丁目北地区市街地再開発事業、歩いて楽しめる道路空間整備、弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史まちづくり 等

⑤ 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【想定される事業】 新市民会館整備事業、わんぱく・みとを核とした子育て支援・多世代交流の推進 等

⑥ 中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【想定される事業】 民間事業者共同住宅整備促進事業、子育て世帯まちなか住みかえ支援事業 等

⑦ 中小小売業の商業振興など、経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

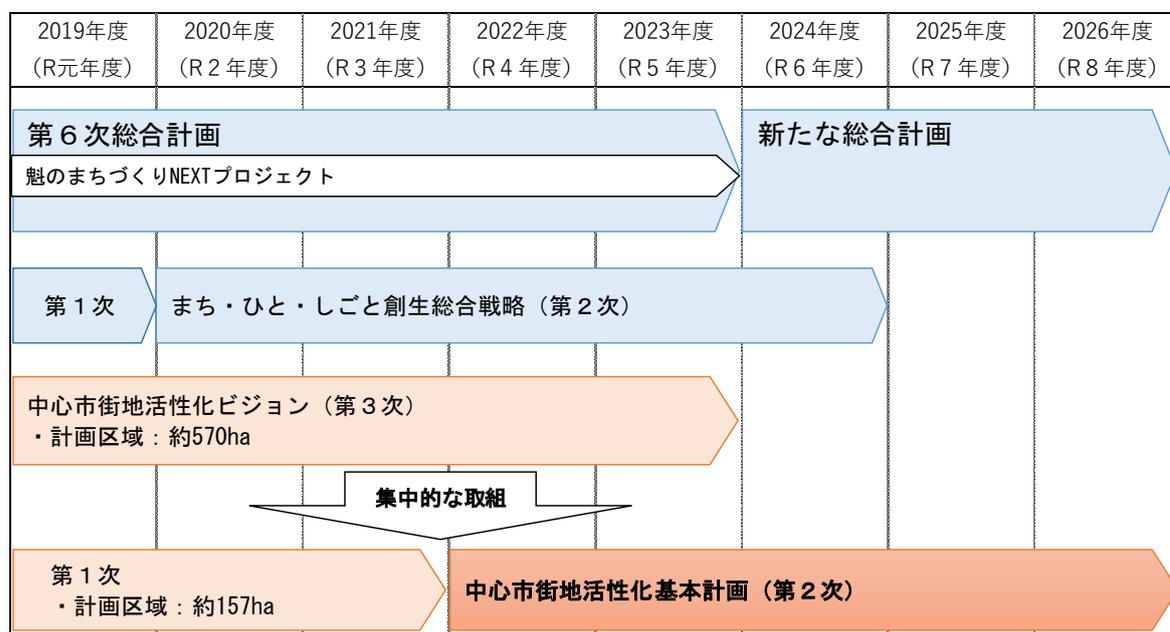
【想定される事業】 商業施設等の立地促進事業の推進、店舗開業・出店の推進、新市民会館・水戸芸術館を拠点としたにぎわいづくり、観光資源や農産物等の地域資源を生かしたまちの魅力を高める事業 等

- ⑧ ④から⑦までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
【想定される事業】公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業 等
- ⑨ ④から⑧までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
推進体制の整備（推進委員会及び中心市街地活性化協議会の構成、活動状況）等
- ⑩ 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
第6次総合計画における都市空間整備計画等の都市機能の集積の促進の考え方 等
- ⑪ その他中心市街地の活性化に関する重要な事項
基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項、第6次総合計画をはじめとする他の計画との連携に関する事項 等

(2) 計画期間

国の認定基準において、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、概ね5年以内とされていることから、**新たな計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5か年**とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容が様々な分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 中心市街地活性化協議会

水戸商工会議所と NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会が共同設置者となり、関係団体や学識経験者などで構成する中心市街地活性化協議会を開催し、計画内容等の審議を行います。

② アンケート及びヒアリング調査

中心市街地の居住者等に対するアンケート調査や商店街団体等へのヒアリング調査を実施し、意見を計画に反映させるとともに、まちづくりへの参加意識の高揚を図ります。

③ 意見公募手続（パブリックコメント）

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 中心市街地活性化推進委員会（補助機関）

意見公募手続にかける計画（素案）を決定するとともに、計画（案）に係る重要事項について審議し、計画を決定します。

② 検討会議（関係課長）

計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり。

なお、計画（素案）策定段階において、国（内閣府地方創生推進事務局）と協議を行うものとします。

